

# 橿原市社会福祉協議会感染症の予防及びまん延の防止のための指針

制定 令和5年3月24日告示第23号

## 第1 感染対策に関する基本的考え方

社会福祉法人橿原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業所（以下「事業所」という。）において、感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるための体制を整備することにより、もって利用者の安全の確保を図るものとする。

## 第2 感染対策のための委員会等に関する事項

- 1 本会は、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を設置する。
- 2 感染対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 指針、マニュアル等の整備に関すること。
  - (2) 職員の研修及び訓練に関すること。
  - (3) 感染症の発生時等の対応に関すること。
  - (4) 感染対策実施状況の把握及び評価に関すること。
- 3 感染対策委員会の委員長及び委員は、職員衛生委員会の委員長及び委員をもって充てる。
- 4 感染対策委員会の会議は、委員長が定期的に又は必要に応じてこれを招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、感染対策委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 本会は、事業所に感染対策担当者を置き、当該事業所の管理者が委員の中から指名する。

## 第3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練に関する基本方針

本会は、事業所の職員に対して、感染対策を適切に行うために必要な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアを励行するため、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める研修及び訓練を実施する。

- (1) 新規採用職員研修 新規職員の採用時に感染対策の基礎となる研修を実施する。
- (2) 定期研修 毎年1回以上の研修及び訓練を実施する。

## 第4 感染症が発生した場合等の対応方法に関する基本方針

本会は、感染対策マニュアルを作成し、これに基づき、平常時の対策及び発生時の対応を実施する。また、感染症が発生した場合は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先し、このために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 平常時の対策

- ア 事業所内の衛生管理
- イ 日常のケアにかかる感染対策
- ウ 手洗いの基本
- エ 消毒液の適正な使用
- オ 早期発見のための日常の観察

(2) 発生時の対応

- ア 発生状況の把握と対応
- イ 感染拡大の防止
- ウ 関係機関との連携
- エ 行政への報告

第5 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本会は、この指針を事業所に備え置き、これを一般の閲覧に供するものとする。また、ホームページへの掲載により公表するものとする。

第6 実施期日

この指針は、令和5年4月1日から実施する。